

仕様書

1 事業名

令和7年度石川県・富山県連携による中国旅行会社招へい事業

2 事業目的

本事業は、石川県と富山県が、中国上海市において訪日旅行商品を取り扱う現地旅行会社を招へいし、自然や食、文化、伝統工芸などの豊富な観光資源の魅力を紹介することにより、認知度の向上と訪日旅行商品造成を促し、更なる上海市からの旅行者誘致を促進することを目的とする。

3 対象地域

中国（主に上海市）

4 事業内容

中国（主に上海市）において訪日旅行商品を取り扱う現地旅行会社を石川県及び富山県に招へいし、食文化や温泉等の北陸の観光資源の魅力を紹介し、両県を含む今年の冬の旅行商品造成に繋げるもの。

(1) 旅行会社招へい

①招へい内容

ア 時期及び日数

令和7年10月～11月上旬頃のうち4泊5日程度（石川県2泊、富山県2泊）。

イ 被招へい者数

中国（主に上海市）において訪日旅行商品を取り扱う現地旅行会社4社4名以上。

- ・ 招聘予定の旅行会社について、選定した理由、詳細な情報（顧客層、送客実績等）を提案書に明記すること。なお、中間層以上（高付加価値層）向けの旅行会社の招へいが望ましい。

ウ 訪問する地域

石川県、富山県

エ 行程

- ・ 上海-小松、富山便を利用すること。
- ・ 訪問する地域の観光資源を活かし、中国・上海市からの訪日旅行の訪問先として訴求可能な行程を提案すること。

※具体的な行程、訪問先について提案すること。

- ・行程については、事業者が決定した後、石川県と富山県と相談して変更、修正が入る可能性があることを留意すること。

オ 手配

- ・往復の航空便を手配すること。なお、燃料サーチャージ、諸税、空港利用料等は航空便の手配に含めること。
- ・被招へい者の自国内における移動及び宿泊に係る費用は、本事業の委託料には含めないこと。
- ・出入国に必要な諸手続き（保険加入等）や手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと（招へい者への連絡を含む）。
- ・取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受注者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。
- ・日本国内での移動に利用する鉄道・バスや公共交通機関、やむを得ない場合の専用車の料金は委託料に含めること。
- ・鉄道を利用する場合は乗車券および特急券を手配すること。
- ・円滑な移動に必要な場合は、専用車両（貸切バス・タクシー）を手配する等、柔軟に対応すること。
- ・専用車両を手配する場合は、乗車人数や荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする。
- ・被招へい者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設利用等の手配を行うこと。
- ・宿泊は1室1名とし、被招へい者の荷物を考慮した余裕を持った部屋の広さとする。
- ・食事は各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないように注意すること。
- ・被招へい者の食事コンディションについては予め確認の上、アレルギー対策等に十分配慮すること。
- ・食事とは別に、被招へい者の飲料水（ペットボトル1本/人・日）を手配すること。

カ 通訳案内士等及び添乗員

- ・被招へい者へは中国語で対応するものとし、全行程で通訳案内士等を手配することが望ましい。中国語および日本語が堪能で、石川県や富山県の文化や観光知識に長ける者を1名以上手配すること。なお、可能な限り石川県内で1名、富山県内で1名手配すること。
- ・添乗員は、招へい地域の観光知識に長け、適切に旅程管理ができ、招へい期間中の不測の事態にも適切に対応しうるものとする。
- ・通訳案内士等及び添乗員は各業務に支障をきたさない範囲において兼務可とする。
- ・通訳案内士の現地（集合・解散）前後の交通関連費を含めるほか、宿泊・食事等の手配を併せて行うこと。

キ アンケートの実施

- ・被招へい者に対して、業務の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施すること。
- ・アンケート調査票の作成、翻訳、分析を実施すること。
- ・アンケートの項目は発注者と事前に協議・調整すること。

ク フォローアップ

- ・被招へい者に随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行い、商品造成支援及びツアー造成状況を把握し、実績報告書にて報告すること。

ケ 目標設定と効果測定

- ・事業の KPI を示すとともに、実施スケジュールを示すこと。
- ・実際の旅行商品に繋がったかどうか、催行されればその参加人数等を調査する等、フォローアップに努めること。

コ 留意点

- ・被招へい者を必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入させること。また、アクティビティ体験中の事故をはじめ、招へい行程中に生じる怪我や物損等についての被招へい者の個人責任の範囲について、被招へい者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・被招へい者が十分な視察を行うことができる余裕を持った行程となるよう考慮するとともに、被招へい者が安全に行動できる体制をとること。
- ・訪問先は委託者と協議のうえ決定すること。
- ・宿泊施設の選定にあたっては、宿泊も取材の一環であることに留意すること。
- ・実施の記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・ポータブル Wi-Fi や SIM 等を手配し、被招へい者の通信環境を整えること。
- ・旅行業法、道路運送法など関係する各種法令に抵触しないよう注意すること。

5 業務の進め方

業務の実施にあたっては、石川県、富山県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議したうえで実施していくものとする。

6 履行期限

令和8年2月27日（金）

7 実施報告書の提出

業務が完了したときは、下記内容を含む業務実施報告書（A 4判）を4部作成し、契約期間終了後速やかに、石川県と富山県へ2部ずつ提出すること。

- ・被招へい者の概要。
- ・招へい旅行全体の行程、実施状況及び写真。
- ・アンケート結果の集計分析。
- ・造成した旅行商品の日程、概要、今後の見込み等。
- ・その他発注者が指示したもの。

8 その他

- (1) 本業務に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本業務で取り扱う個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 業務履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、石川県、富山県に帰属するものとする。
- (5) 受注者は業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) その他、疑義が生じた場合は石川県、富山県と協議するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と石川県、富山県が必要に応じて協議するものとする。